

○藤枝市地域支え合い介護予防教室事業費補助金交付要綱

平成 3 1 年 4 月 1 日

告示第 1 5 8 号

改正 令和 4 年 3 月 3 1 日告示第 5 1 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、藤枝市地域支え合い介護予防教室事業実施要綱（平成 3 1 年藤枝市告示第 1 5 7 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定に基づき地域支え合い介護予防教室事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成 1 7 年藤枝市規則第 2 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の対象経費及び額)

第 2 条 補助金の対象経費及び額は、別表の左欄に掲げる対象経費の区分に応じ、同表右欄に掲げる補助の額のうちいずれか少ない額の合計額を交付する。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、補助金交付申請書（第 1 号様式）に事業計画書・収支予算書（第 2 号様式）、登録参加者名簿（第 3 号様式）及び資金状況調（第 4 号様式。概算払の承認申請をする場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

2 概算払の承認を得ようとする場合には、交付申請の際併せて申請しなければならない。

(交付の決定)

第 4 条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により通知する。

(交付の条件)

第 5 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の増額（補助金の増額が伴うものに限る。）をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した備品を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(6) 実施要綱第3条第2項各号の要件を満たすために必要な市長の助言又は指導に従うこと。

(変更承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第6号様式）に変更事業計画書・変更収支予算書（第2号様式）、登録参加者名簿（第3号様式）及び変更資金状況調（第4号様式。概算払の変更承認を得ようとする場合に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日（第5条第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書・収支決算書（第2号様式）

(2) 登録参加者名簿（第3号様式）

(3) 月別実施状況報告書（第9号様式）

(4) 支出に係る証拠書類の写し

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(請求の手続)

第 9 条 補助事業者は、補助金交付確定通知書が到達した日から起算して 10 日を経過した日までに請求書（第 11 号様式）を提出しなければならない。

2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第 11 号様式）により補助金の交付を請求することができる。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 51 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の藤枝市地域支え合い介護予防教室事業費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度分の補助金から適用し、同年度前の補助金については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

対象経費	補助の額
地域支え合い介護予防教室事業を開設する年度における開設の準備に要する備品購入費及び消耗品費	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (1) 経費の全額 (2) 30,000 円
地域支え合い介護予防教室事業の運営に要する当該年度の会場使用料	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (1) 経費の全額 (2) 50,000 円

